

第6期前橋市障害福祉計画及び 第2期前橋市障害児福祉計画

令和3年4月
前 橋 市

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の背景（障害者施策の動向）	3
3	計画の期間	5
4	計画の基本理念	6
5	障害者・障害児支援の全体像	7
第 2 章	成果目標（令和 5 年度までの重点目標）	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	9
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	11
4	福祉施設から一般就労への移行等	12
5	障害児支援の提供体制の整備等	13
6	相談支援体制の充実・強化等	15
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築	16
第 3 章	活動指標（障害福祉サービス等の必要な見込量）	
1	訪問系サービス	
(1)	居宅介護	17
(2)	重度訪問介護	17
(3)	同行援護	17
(4)	行動援護	17
(5)	重度障害者等包括支援	17
2	日中活動系サービス	
(1)	生活介護	19
(2)	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	20
(3)	就労移行支援	22
(4)	就労継続支援（A 型・B 型）	23
(5)	就労定着支援	25
(6)	療養介護	26
(7)	短期入所	27
3	居住系サービス	
(1)	自立生活援助	29
(2)	共同生活援助（グループホーム）	30
(3)	施設入所支援	31
(4)	宿泊型自立訓練	32
4	相談支援	
(1)	計画相談支援	33
(2)	地域移行支援	34
(3)	地域定着支援	35
5	障害児支援	
(1)	児童発達支援	36
(2)	医療型児童発達支援	37
(3)	放課後等デイサービス	38
(4)	保育所等訪問支援	39
(5)	居宅訪問型児童発達支援	40
(6)	障害児相談支援	41
(7)	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーター	42

第4章 地域生活支援事業の必要な見込量

1 必須事業

(1) 相談支援事業	4 3
(2) 意思疎通支援事業	4 5
(3) 日常生活用具給付等事業	4 6
(4) 移動支援事業	4 8
(5) 地域活動支援センター事業	4 9
(6) 成年後見制度利用支援事業	5 0
(7) 成年後見制度法人後見支援事業	5 0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	5 1
(9) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	5 2
(10) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	5 3
(11) 自発的活動支援事業	5 4
(12) 理解促進研修・啓発事業	5 4

2 その他の事業

(1) 福祉ホーム事業	5 5
(2) 訪問入浴サービス事業	5 5
(3) 知的障害者職親事業	5 5
(4) 社会適応訓練事業	5 5
(5) 日中一時支援事業	5 5
(6) スポーツ・レクリエーション教室開催事業	5 5
(7) 声の広報発行事業	5 6
(8) 点訳奉仕員養成研修事業	5 6
(9) 医療的ケア支援事業	5 6
(10) 要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業	5 6

第5章 計画の推進

1 サービス見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス	5 7
(2) 日中活動系サービス	5 7
(3) 居住系サービス	5 8
(4) 相談支援	5 8
(5) 障害児支援	5 8
(6) 地域生活支援事業	5 9

2 その他障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための取り組み

(1) 障害者に対する虐待の防止	6 0
(2) 障害を理由とする差別の解消の推進	6 0
(3) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	6 0

3 進捗状況の管理と評価

4 計画等に関する情報の提供及び関係機関との連携

資料 計画策定の経過

1 検討の経過	6 3
2 委員名簿	6 4

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づく「障害者計画」として、平成28年3月に「第3次障害者福祉計画（前橋はひとふるプラン）」（計画期間：平成28年度～令和7年度）を策定し、様々な障害福祉施策を推進しています。この「障害者計画」は、障害者の社会参加やまちづくり等、市の障害者施策に関する総合的な計画として位置づけられています。

一方、本計画である「障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の実施計画的なものとして位置づけられ、3年を1期として策定することが定められています。本市では、平成30年に「第5期障害福祉計画」を策定し、令和2年度までの目標を設定して、その達成に向けて取り組んできました。また、平成30年の児童福祉法改正により、「障害児福祉計画」を一体的に策定することができることとなり、「第5期障害福祉計画」とあわせて「第1期障害児福祉計画」を策定しました。

本計画は、「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」が令和2年度で計画期間の終了を迎えるにあたり、国が示した基本指針に即し、これまでの取組や実績を踏まえて、「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」として策定するものです。

【障害福祉計画について】

障害者総合支援法に定められた、障害福祉計画に盛り込む事項は、大きく次の3点です。

- ・各年度における障害福祉サービス等のサービス種類ごとの必要な量の見込み
- ・障害福祉サービス等のサービス種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障害福祉計画は、障害福祉サービス等に関する実施計画的な位置づけとして策定するものであり、「サービス見込量（目標量）」の設定が中心的な内容となります。

【障害児福祉計画について】

児童福祉法に定められた、障害児福祉計画に盛り込む事項は、大きく次の2点です。

- ・各年度における障害児通所支援等のサービス種類ごとの必要な量の見込み
- ・障害児通所支援等のサービス種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

障害児福祉計画は、障害児通所支援等に関する実施計画的な位置づけとして策定するものであり、「サービス見込量（目標量）」の設定が中心的な内容となります。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）】 抜粋

（市町村障害福祉計画）

第 8 8 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

（以下省略）

【児童福祉法】 抜粋

第 3 3 条の 2 0 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 8 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

（以下省略）

2 計画の背景（障害者施策の動向）

近年の障害者施策をめぐる国の主要な動向は次のとおりです。社会環境の変化にともない、障害者施策をめぐる状況は目まぐるしく状況が変化しています。

■障害者基本法の一部を改正する法律の施行（平成23年8月）

平成23年7月に障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年8月に施行されました。改正法の目的については、障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、同条約に定められる障害者のとらえ方や我が国が目指すべき社会の姿を新たに明記するとともに、施策の目的を明確化する観点から改正が行われました。また、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を新たに規定しています。

■児童福祉法の一部改正（平成24年4月）

障害児を対象とした施設・事業は、平成24年4月から児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。また、通所支援については、実施主体が市区町村となりました。

■障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）

虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、平成23年6月に成立し、平成24年10月から施行されました。

■障害者基本計画の策定（平成24年12月）

障害者政策委員会は、平成24年12月に「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」をとりまとめ、内閣総理大臣あてに提出しました。それを受け、政府は平成25年度から平成29年度までの概ね5年間を対象とする障害者基本計画（第3次）を策定しました。

■障害者総合支援法の施行（平成25年4月）

障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が、平成24年6月に成立し、平成25年4月から施行（一部、平成26年4月施行）されました。

■障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月）

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成24年6月に成立し、平成25年4月から施行されました。

■障害者（児）の定義に政令で定める難病患者等を追加（平成25年4月）

障害者総合支援法において、平成25年4月からは、障害者（児）の定義に政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、症状の変化などにより、身体障害者手帳の取得はできないものの、一定の障害のある人が障害福祉サービス等の対象となりました。

■障害者雇用促進法の一部改正（平成25年6月）

雇用の分野における障害者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が平成25年6月に成立しました。また、本法に基づく「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」が平成27年3月に策定されました（ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しの施行については、平成30年4月から施行）。

■障害者権利条約の批准（平成26年1月）

平成26年1月20日、我が国は「障害者権利条約」を批准しました。「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しており、障害者に関する初めての国際条約です。その内容は、前文及び50条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取組を締結国に求めています。

■障害程度区分から障害支援区分への見直し等（平成26年4月）

障害者総合支援法において、平成26年4月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが施行されました。

■精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成26年4月）

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直しを行う、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年6月に成立し、平成26年4月から施行（一部、平成28年4月施行）されました。

■難病の患者に対する医療等に関する法律の施行（平成27年1月）

難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成26年5月に成立し、平成27年1月から施行されました。

■障害者差別解消法の施行（平成28年4月）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成25年6月に成立し、平成28年4月から施行されました。

■成年後見制度利用促進法の施行（平成28年5月）

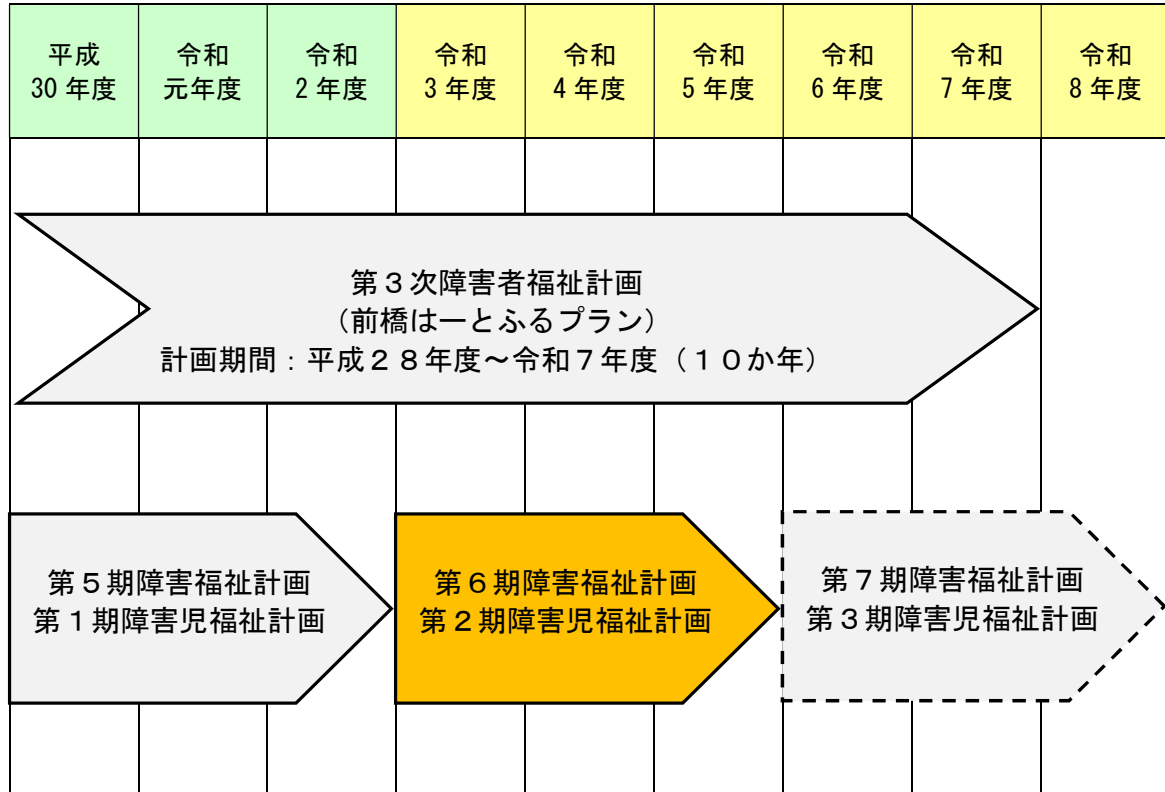
認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある人を社会全体で支えあうことで共生社会の実現に資するため、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月から施行されました。

■障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正（平成30年4月）

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成28年6月に成立し、平成30年4月から障害福祉サービスに「就労定着支援」「自立生活援助」が創設されました。また、障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村は、障害児福祉計画を定めることとなりました。

3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。



4 計画の基本理念

■障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

■障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、引き続き障害福祉サービスの均てん化を図ります。

■入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

■地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

■障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するために、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケアを必要とする障害児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

■障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたる安定的な障害福祉サービス等の提供体制や様々な障害福祉に関する事業の実施を担う人材を確保するために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を、関係者と協力して取り組みます。

■障害者の社会参加を支える取組

障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

5 障害者・障害児支援の全体像

障害者総合支援法及び児童福祉法による支援の全体像及び対象となる障害者の定義は、以下のとおりです。



■障害者（障害のある人）の定義

平成23年8月に改正された障害者基本法第2条第1項において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（※）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

ただし、具体的事業の対象となる障害者（障害のある人）の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

※「社会的障壁」とは、障害者基本法第2条第2項において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されています。

【障害者総合支援法における支援の対象者】

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障害者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者を含み知的障害者を除く。）
- ・難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）

【児童福祉法における支援の対象者】

- ・身体に障害のある児童
- ・知的障害のある児童
- ・精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）
- ・難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である児童）

第2章 成果目標（令和5年度までの重点目標）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、「令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする」とされています。

現状と課題

施設入所者の高齢化・重度化が進んでいることもあり、地域生活への移行者は減少傾向にあります。今後の地域移行の促進にあたっては、移行の過程や移行後の生活を支える障害福祉サービスの利用促進や地域における住まいとなるグループホームの整備が不可欠です。

今後の目標値

令和元年度末時点の施設入所者のうち22人が、令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、施設入所が必要な待機者等を入所させることにより、差し引き、11人を減少させることを目標とします。

項 目	数 値	備 考
令和元年度末時点の 施設入所者数（A）	358人	令和元年度末時点において、施設に入所している障害者の数
【目標値①】 地域生活移行者数	22人 (6.1%)	令和5年度末までに、施設からグループホームや一般住宅等に移行する者の数 (カッコ内は、Aに対する割合)
令和5年度末時点の 施設入所者見込数（B）	347人	令和5年度末時点において、施設に入所している障害者の見込数
【目標値②】 施設入所者の削減 見込数（A－B）	11人 (3.1%)	令和5年度末時点での、施設に入所している障害者の削減見込数 (カッコ内は、Aに対する割合)

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院や施設入所からの地域移行の促進を目的とした、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するための目標を設定します。

国の基本指針においては、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者の重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場について、一年間の開催回数の見込みを設定するとともに、地域移行に係る障害福祉サービス（地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助）に関して、現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうちサービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定するとされています。

現状と課題

令和2年度より、前橋市自立支援協議会（地域移行・地域定着部会）の中に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置して、長期入院や施設入所からの地域移行における課題等の検討を行っています。

今後の目標値

前橋市自立支援協議会（地域移行・地域定着部会）における協議を継続するとともに、地域移行に必要な障害福祉サービスの利用促進により、長期入院や施設入所から地域生活への移行を更に進めることを目標とします。

項 目	数 値			備 考
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6 回	6 回	6 回	協議の場の一年間の開催回数の見込み
精神障害者の地域移行支援の利用者数	3 人	3 人	4 人	地域移行支援の利用者のうち精神障害者の見込数
精神障害者の地域定着支援の利用者数	9 人	9 人	10 人	地域定着支援の利用者のうち精神障害者の見込数
精神障害者の共同生活援助の利用者数	199 人	212 人	224 人	共同生活援助の利用者のうち精神障害者の見込数
精神障害者の自立生活援助の利用者数	3 人	3 人	3 人	自立生活援助の利用者のうち精神障害者の見込数

3 地域生活支援拠点等有する機能の充実

障害者の日常生活を支援する地域生活支援拠点等（多機能拠点整備型または面的整備型（※））が有する機能の充実についての目標を設定します。障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域生活支援拠点等の機能の強化を図ることを目的としています。

国の基本指針においては、「地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」とされています。

※「多機能拠点整備型」とは、拠点に必要な5つの機能を集約して障害者支援施設等に付加し整備する手法のことです。

「面的整備型」とは、地域における複数の関係機関が分担して5つの機能を担う体制を整備する手法のことです。

現状と課題

平成29年から前橋市自立支援協議会（地域生活支援拠点整備部会）において、地域の課題を把握するとともに、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針について検討を行った結果、令和3年度から面的整備型による地域生活支援拠点を設置することとなりました。

今後の目標値

地域生活支援拠点を設置した後も、検証及び検討を行いながら、機能の充実を図ります。

項 目	数 値			備 考
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	地域生活支援拠点等の設置箇所数の見込み
検証及び検討の実施回数	2 回	2 回	2 回	地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数の見込み

●地域生活支援拠点等が担う5つの機能

①相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、緊急時に必要なサービスのコーディネート等を行う機能

②緊急時の受入れ・対応

介護者の急病や障害者の状態変化等による緊急時の受け入れ対応を行う機能

③体験の機会・場

障害福祉サービスの利用や一人暮らし体験の機会・場を提供する機能

④専門的人材の確保・養成

専門的な対応を行うことができる体制確保や人材養成を行う機能

⑤地域の体制づくり

地域の社会資源の連携体制構築等を行う機能

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、一般就労移行者数については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすること、就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上とすること、就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.23倍以上を目指すこととされています。また、就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とされています。

現状と課題

福祉施設利用者の一般就労への移行については、前橋市自立支援協議会（就労支援部会）を中心に、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク及び障害者職業センターをはじめとする関係機関と連携しながら、就労支援体制の充実、受入れ企業の開拓等を進めています。

今後の目標値

令和元年度における一般就労移行者数36人に対して、令和5年度では、その1.33倍の48人が一般就労に移行することを目標とします。

項 目	数 値	備 考
令和元年度の 一般就労移行者数	36人	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和元年度において一般就労した者の数 ※内訳 就労移行支援：26人 就労継続支援A型：1人 就労継続支援B型：9人
【目標値①】 令和5年度の 一般就労移行者数	48人 (1.33倍)	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度に一般就労する者の数（カッコ内は令和元年度実績との比較） ※内訳 就労移行支援：34人（1.3倍） 就労継続支援A型：2人（2倍） 就労継続支援B型：12人（1.33倍）
【目標値②】 令和5年度の 就労定着支援事業の利用者数	34人 (7.1割)	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数（カッコ内は【目標値①】に対する割合）
【目標値③】 令和5年度の就労定着率	7割	就労定着支援事業所のうち、令和5年度の就労定着率が8割以上である事業所の割合

※一般就労した者とは、一般企業に就職した者、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

5 障害児支援の提供体制の整備等

（1）児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針においては、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを市町村ごとに1箇所以上設置すること、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとされています。

現状と課題

市内には児童発達支援センターが1箇所設置されており、保育所等訪問支援を利用することもできます。保育所等訪問支援については令和2年度に新規事業者のサービス利用も開始されました。今後は適切な運営が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、サービス内容の質の確保が求められます。

今後の目標値

障害の重度化、多様化に対応するため、関係機関との協議を深めるとともに、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進し、更なる障害児支援の提供体制を充実させることを目標とします。

項 目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置	1 箇所	令和5年度末における児童発達支援センターの数
保育所等訪問支援事業の実施	2 箇所	令和5年度末における保育所等訪問支援事業を実施する事業所の数

●児童発達支援センターと児童発達支援事業について

《児童発達支援センター》

通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援機関

《児童発達支援事業》

専ら利用する障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場

（２）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針においては、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする」とされています。

現状と課題

市内には主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所はありますが、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所はありません。両事業所ともに利用者数・人数が年々増加しており、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置が急務となっています。

今後の目標値

地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、諸課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実に努め、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の1箇所以上の設置を目標とします。

（３）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針においては、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、各関連分野の支援を調整する医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするとされています。

現状と課題

前橋市自立支援協議会（こども部会）において、障害福祉、保育、教育等の関係機関が協議の場の設置に向けて検討をしています。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを養成する研修を修了した4名の看護師、相談支援専門員が医療的ケア児等コーディネーターとして活動しています。

今後の目標値

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、各関連分野が共通の理解に基づいて協働する総合的な支援体制を構築することを目標とします。また、医療的ケア児等コーディネーターについても協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っていきます。

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するための目標を設定します。

国の基本指針においては、各市町村において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とし、これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センターがその機能を担うことを検討するとされています。

現状と課題

地域における相談支援の中核的な役割を担うため、平成28年度に基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業者に対する専門的な指導、助言や、相談支援事業者の人材育成の支援を行っています。今後は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応も期待されており、相談支援体制の一層の充実・強化が求められます。

今後の目標値

引き続き基幹相談支援センターにおいて、相談支援体制の充実・強化を図ります。

項 目	数 値			備 考
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
総合的・専門的な 相談支援	有	有	有	障害の種別や各種のニーズに対応 できる総合的・専門的な相談支援 の見込み
専門的な指導・助言	100件	115件	130件	地域の相談支援事業者に対する訪 問等による専門的な指導・助言件 数の見込み
人材育成の支援	140件	160件	180件	地域の相談支援事業者の人材育成 の支援件数の見込み
連携強化の取組	50件	60件	70件	地域の相談機関との連携強化の取 組の実施回数の見込み

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標を設定します。

国の基本指針においては、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくこと、また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となるとされています。

現状と課題

障害福祉サービスの担当職員においては、県が実施する各種研修への参加等により、障害者総合支援法の内容の理解に努めています。また、毎月の障害福祉サービス事業者からの請求に対して、障害者自立支援審査支払等システムによって内容の審査を行い、適宜過誤の修正等の指導を行っています。さらに、障害福祉サービス事業者に対する指導監査を実施することにより、適正な運営の確保を図っています。

今後の目標値

引き続き各種取組により、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

項 目	数 値			備 考
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
障害福祉サービス等に 係る各種研修の 活用	6 人	6 人	6 人	県が実施する障害福祉サービス等に 係る研修その他の研修への市職員 の参加人数の見込み
障害者自立支援審査 支払等システムに よる審査結果の共有	有	有	有	障害者自立支援審査支払等システ ム等による審査結果を分析してそ の結果を活用し、事業所や関係自 治体等と共有する体制の有無及び その実施回数の見込み
	1 2 回	1 2 回	1 2 回	
指導監査結果の共有	有	有	有	市が実施する指定障害福祉サービ ス事業者及び指定障害児通所支援 事業者等に対する指導監査の適正 な実施とその結果を共有する体制 の有無及びその共有回数の見込み
	1 1 9 回	1 1 9 回	1 1 9 回	

第3章 活動指標（障害福祉サービス等の必要な見込量）

1 訪問系サービス

（1）居宅介護

障害者（児）に対して、居宅において、入浴、排せつ、食事の介護や家事の支援等を提供します。

（2）重度訪問介護

重度の障害者であって常時の介護を必要とする人に対して、居宅において、入浴、排せつ、食事の介護、家事の支援、外出時の移動の介護等を総合的に提供します。

（3）同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を提供します。

（4）行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に対して、行動時の危険回避の援護、外出時における移動中の介護等を提供します。

（5）重度障害者等包括支援

重度の障害者であって常時の介護を必要とする人に対して、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

現状と課題

訪問系サービスは、利用時間数が増加傾向である一方、近年利用人数は伸びておらず、1人あたりの利用時間数が増加傾向にあります。サービス提供事業所におけるヘルパーの人材確保が課題となっています。

【単位：時間/月、（ ）内は人/月】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
居 宅 介 護 重度訪問介護 同 行 援 護 行 動 援 護 重度障害者等包括支援	見込量	11,538 (435)	11,776 (444)	12,015 (453)	11,664 (432)	11,718 (434)	11,772 (436)
	実績値	11,536 (437)	11,556 (426)	11,416 (430)	11,896 (462)	12,229 (438)	12,837 (449)
	達成率	100.0% (100.5%)	98.1% (95.9%)	95.0% (94.9%)	102.0% (106.9%)	104.4% (100.9%)	109.0% (103.0%)

※上段は1か月あたりの利用時間数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値

※令和2年度は、10月分の利用実績値

<内訳>

【単位：時間/月、（）内は人/月】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
居 宅 介 護	実績値	6,907 (315)	6,945 (315)	6,547 (311)	6,840 (324)	6,663 (300)	6,642 (299)
重度訪問介護	実績値	2,345 (11)	2,495 (12)	2,676 (12)	2,593 (12)	3,170 (13)	3,498 (13)
同 行 援 護	実績値	2,036 (95)	1,953 (87)	1,947 (94)	2,008 (93)	1,945 (96)	2,138 (99)
行 動 援 護	実績値	248 (16)	163 (12)	246 (13)	455 (33)	451 (29)	559 (38)
重度障害者等包括支援	実績値	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※上段は1か月あたりの利用時間数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績、入所施設や精神科病院からの地域移行分などを勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：時間/月、（）内は人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居 宅 介 護 重度訪問介護 同 行 援 護 行 動 援 護 重度障害者等包括支援	見込量	13,402 (465)	13,863 (476)	14,322 (487)

<内訳>

【単位：時間/月、（）内は人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居 宅 介 護	見込量	6,815 (307)	6,882 (310)	6,948 (313)
重度訪問介護	見込量	3,767 (14)	4,037 (15)	4,306 (16)
同 行 援 護	見込量	2,203 (102)	2,268 (105)	2,333 (108)
行 動 援 護	見込量	617 (42)	676 (46)	735 (50)
重度障害者等包括支援	見込量	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※各年度とも3月分の利用見込量

2 日中活動系サービス

（１）生活介護

常時介護を必要とする障害者に対して、昼間に施設において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

現状と課題

生活介護は、利用者数が増加傾向であり、概ね見込量どおりの実績値となっています。

【単位：日/月、（）内は人/月】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
生 活 介 護	見込量	13,438 (625)	13,588 (632)	13,717 (638)	13,794 (660)	14,024 (671)	14,254 (682)
	実績値	13,624 (638)	13,629 (637)	13,404 (642)	12,917 (635)	13,439 (647)	13,895 (651)
	達成率	101.4% (102.1%)	100.3% (100.8%)	97.7% (100.6%)	93.6% (96.2)	95.8% (96.4%)	97.5% (95.5%)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績、高等特別支援学校卒業生の利用、入所施設や精神科病院からの地域移行分などを勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：日/月、（）内は人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生 活 介 護	見込量	13,994 (657)	14,122 (663)	14,250 (669)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※各年度とも3月分の利用見込量

《生活介護の利用者像》

居宅や入所施設で安定した生活を営むために、常時介護等の支援が必要な方

①障害支援区分3以上（施設へ入所する場合は区分4以上）

②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上（施設へ入所する場合は区分3以上）

（２）自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練（機能訓練）は、障害者に対して、一定期間にわたり、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションとあわせて、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供します。

自立訓練（生活訓練）は、障害者に対して、一定期間にわたり、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練とあわせて、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供します。

現状と課題

自立訓練（機能訓練）は、実績値が見込量を上回っている一方、自立訓練（生活訓練）は、利用者が増加傾向ではありますが、サービス提供事業所が少ないこともあり、実績値が見込量を下回っています。そのため、サービス提供事業所の拡充が求められています。

【単位：日/月、（ ）内は人/月】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
自 立 訓 練 (機能訓練)	見込量	68 (4)	85 (5)	85 (5)	52 (3)	52 (3)	52 (3)
	実績値	72 (6)	39 (3)	62 (3)	34 (4)	88 (5)	141 (9)
	達成率	105.9% (150.0%)	45.9% (60.0%)	72.9% (60.0%)	65.4% (133.3%)	169.2% (166.7%)	271.2% (300.0%)
自 立 訓 練 (生活訓練)	見込量	196 (9)	218 (10)	218 (10)	317 (18)	352 (20)	387 (22)
	実績値	174 (9)	235 (13)	333 (19)	222 (14)	275 (17)	342 (21)
	達成率	88.8% (100.0%)	107.8% (130.0%)	152.8% (190.0%)	70.0% (77.8%)	78.1% (85.0%)	88.4% (95.5%)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績、高等特別支援学校卒業生の利用、入所施設や精神科病院からの地域移行分などを勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：日/月、（ ）内は人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自 立 訓 練 (機能訓練)	見込量	157 (10)	173 (11)	173 (11)
自 立 訓 練 (生活訓練)	見込量	375 (23)	408 (25)	440 (27)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※各年度とも3月分の利用見込量

《自立訓練(機能訓練)の利用者像》

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障害者
具体例としては

- ①入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方
- ②特別支援学校を卒業した方であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 等

《自立訓練(生活訓練)の利用者像》

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障害者
具体例としては

- ①入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方
- ②特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方 等

（３）就労移行支援

一般就労を希望する障害者に対して、一定期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

現状と課題

就労移行支援は、平成30年に市内の複数のサービス提供事業所が廃止となったこともあり、近年は、利用日数、実利用者数ともに、実績値が見込量を下回って推移していますが、法定雇用率の引き上げに伴い、今後就労移行支援に対する需要が高まっていくと想定されることから、サービス提供事業所の整備が求められます。

【単位：日/月、（）内は人/月】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
就 労 移 行 支 援	見込量	1,309 (77)	1,581 (93)	1,853 (109)	2,118 (121)	2,363 (135)	2,643 (151)
	実績値	1,554 (90)	1,741 (97)	2,043 (111)	1,352 (80)	1,507 (88)	1,622 (92)
	達成率	118.7% (116.9%)	110.1% (104.3%)	110.3% (101.8%)	63.8% (66.1%)	63.8% (65.2%)	61.4% (60.9%)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績、高等特別支援学校卒業生の利用、入所施設や精神科病院からの地域移行分などを勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：日/月、（）内は人/月】

区 分		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就 労 移 行 支 援	見込量	1,742 (99)	1,883 (107)	1,971 (112)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※各年度とも3月分の利用見込量

《就労移行支援の利用者像》

- ①就労を希望する障害者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識・技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な方（利用開始時に65歳未満）
- ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を取得することにより、就労を希望する障害者（利用開始時に65歳未満）

（４）就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）

就労継続支援Ａ型（雇atype）は、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく就労の機会及びその知識や能力向上のための訓練等を提供します。

就労継続支援Ｂ型（非雇atype）は、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、雇用契約に基づかない就労の機会及びその知識や能力向上のための訓練等を提供します。

現状と課題

就労継続支援Ａ型は、ここ数年のサービス提供事業所の増加に伴い、利用日数、人数ともに大幅に伸びており、見込量を超える実績値となっています。

就労継続支援Ｂ型は、利用日数、人数ともに増加傾向であり、見込量を超える実績値となっています。

【単位：日/月、（）内は人/月】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
就 労 継 続 支 援 A 型	見込量	738 (36)	923 (45)	1,087 (53)	1,890 (100)	1,985 (105)	2,061 (109)
	実績値	933 (50)	1,526 (79)	1,771 (99)	2,043 (111)	2,296 (120)	2,413 (126)
	達成率	126.4% (138.9%)	165.3% (175.6%)	162.9% (186.8%)	108.1% (111.0%)	115.7% (114.3%)	117.1% (115.6%)
就 労 継 続 支 援 B 型	見込量	8,029 (416)	8,704 (451)	9,361 (485)	9,719 (534)	10,028 (551)	10,319 (567)
	実績値	8,616 (449)	8,842 (462)	9,514 (525)	10,322 (588)	10,544 (591)	11,637 (619)
	達成率	107.3% (107.9%)	101.6% (102.4%)	101.6% (108.2%)	106.2% (110.1%)	105.1% (107.3%)	112.8% (109.2%)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績、高等特別支援学校卒業生の利用、入所施設や精神科病院からの地域移行分などを勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：日/月、（）内は人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就 労 継 続 支 援 A 型	見込量	2,573 (134)	2,784 (145)	2,995 (156)
就 労 継 続 支 援 B 型	見込量	11,844 (630)	12,051 (641)	12,258 (652)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※各年度とも3月分の利用見込量

《就労継続支援A型の利用者像》

企業等に就労することが困難な障害者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な方（利用開始時に65歳未満）

具体例としては

- ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ③企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方 等

《就労継続支援B型の利用者像》

就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者のうち、次の要件のいずれかに当てはまる方

- ①就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- ②50歳に達している方または障害基礎年金1級受給者
- ③①及び②のいずれにも該当しない方であって、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている方

（５）就労定着支援

就労移行支援等を利用した後に一般就労に移行した障害者に対して、一定期間にわたり、就労の継続を図るために、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での様々な問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を提供します。

現状と課題

就労定着支援は、平成30年4月に開始されたサービスであり、利用者及びサービス提供事業所がまだ少なく、実績値が見込量を大きく下回っていますが、法定雇用率の引き上げに伴い、今後就労定着支援に対する需要が高まっていくと想定されることから、サービス提供事業所の拡充が必要です。

【単位：人/月】

区 分		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
就労定着支援	見込量	22	44	66
	実績値	4	9	12
	達成率	18.2%	20.5%	18.2%

※平成30、令和元年度は、3月分の利用実績値（1か月あたりの実利用者数）

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績、障害福祉サービス利用者の一般就労への移行などを勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労定着支援	見込量	19	27	34

※各年度とも3月分の利用見込量（1か月あたりの実利用者数）

《就労定着支援の利用者像》

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の利用を経て一般就労へ移行した障害者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した方

（6）療養介護

医療及び常時の介護を必要とする障害者に対して、主として昼間、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を提供します。

現状と課題

療養介護は、ここ数年実績値が横ばい傾向です。市内に療養介護事業所はなく、市外事業所での利用実績となっています。

【単位：人/月】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
療 養 介 護	見込量	52	53	54	48	48	48
	実績値	47	47	47	47	48	48
	達成率	90.4%	88.7%	87.0%	97.9%	100%	100%

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値（1か月あたりの実利用者数）

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績を勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
療 養 介 護	見込量	48	48	48

※各年度とも3月分の利用見込量（1か月あたりの実利用者数）

《療養介護の利用者像》

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者のうち、次に掲げる方

- ①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害者であって、障害支援区分6の方
- ②筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって、障害支援区分5以上の方

（７）短期入所

居宅において介護を行う人が病気になった等の理由により、一時的に在宅生活が困難になった障害者（児）に対し、短期間施設に入所させて、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。障害者支援施設等において提供する「福祉型」と病院等において提供する「医療型」があります。

現状と課題

短期入所は、近年、福祉型の利用は増加傾向ですが、医療型の利用は伸びておらず、実績値が見込量を下回っています。サービス提供事業所が少なく、定員も限られることから、利用日や利用時間が集中してしまい、サービス利用の希望に応えられない状況があるため、緊急時の受け入れ体制の整備が課題となっています。

【単位：日/月、（）内は人/月】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
短 期 入 所 （ 福 祉 型 ）	見込量	281 (46)	317 (52)	354 (58)	321 (56)	372 (65)	424 (74)
	実績値	251 (37)	275 (56)	347 (58)	267 (59)	242 (44)	419 (88)
	達成率	89.3% (80.4%)	86.8% (107.7%)	98.0% (100.0%)	83.2% (105.4)	65.1% (67.7%)	98.8% (118.9%)
短 期 入 所 （ 医 療 型 ）	見込量	—	—	—	72 (13)	84 (15)	95 (17)
	実績値	45 (—)	51 (11)	87 (13)	52 (13)	56 (8)	37 (6)
	達成率	—	—	—	72.2% (100.0%)	66.7% (53.3%)	38.9% (35.3%)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値

※令和2年度は、10月分の利用実績値

※「短期入所（医療型）」の平成27～29年度は、「短期入所（福祉型）」の内数、平成30年度以降は、福祉型・医療型ごとの数値

今後のサービス見込量

近年の利用実績やサービス利用のニーズなどを勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：日/月、（）内は人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所 （福祉型）	見込量	451 (94)	480 (100)	509 (106)
短期入所 （医療型）	見込量	56 (9)	68 (11)	81 (13)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※各年度とも3月分の利用見込量

《短期入所の利用者像》

介護者の病気等により一時的に居宅で介護が受けられなくなったため、短期間、施設への入所を必要とする方

「福祉型」は、障害支援区分1以上の方

「医療型」は、特定の疾患を有する方や重症心身障害者（児）

3 居住系サービス

（１）自立生活援助

居宅において自立した生活を送る障害者に対して、一定期間にわたり、定期的な巡回または随時通報を受けて行う訪問等により状況を把握し、必要な情報の提供、助言や相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な支援を提供します。

現状と課題

自立生活援助は、平成30年4月に開始されたサービスであり、市内にサービス提供事業所がまだなく、これまで利用実績はありませんが、入所施設や精神科病院からの地域移行にあたり利用が必要となるケースがあると想定されることから、サービス提供事業所の整備が求められます。

【単位：人/月】

区 分		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
自立生活援助	見込量	4	4	4
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

※平成30、令和元年度は、3月分の利用実績値（1か月あたりの実利用者数）

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

今後の入所施設や精神科病院からの地域移行分などを勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	見込量	4	4	4

※各年度とも3月分の利用見込量（1か月あたりの実利用者数）

《自立生活援助の利用者像》

- ①入所施設や精神科病院等から地域での生活へ移行する方
- ②既に地域において単身生活を営む方、または同居する家族による支援が見込めないため実質的に単身生活と同じ状況にある方であって、人間関係、生活環境、心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる方

（２）共同生活援助（グループホーム）

障害者に対して、主として夜間、共同生活を行う住居（グループホーム）において、相談、食事の提供等の日常生活上の世話をを行うとともに、必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

現状と課題

共同生活援助は、新規のグループホームの増加及び地域移行の促進により、利用実績が伸びています。今後も引き続き利用者の増加傾向が想定されることから、さらなるグループホームの整備が求められます。

【単位：人/月】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	325	370	420	377	409	438
	実績値	316	318	336	342	387	414
	達成率	97.2%	85.9%	80.0%	90.7%	94.6%	94.5%

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値（1か月あたりの実利用者数）

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績、入所施設や精神科病院からの地域移行分、高等特別支援学校卒業生の利用などを勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	442	470	498

※各年度とも3月分の利用見込量（1か月あたりの実利用者数）

《共同生活援助の利用者像》

一般就労または就労継続支援等の日中活動系サービスを利用している障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする方

（３）施設入所支援

施設に入所する障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活に関する相談や助言等の支援を提供します。

現状と課題

施設入所支援は、利用者が減少傾向であり、概ね見込量どおりの実績値となっています。入所者の地域移行及び高齢化への対応が課題となっています。

【単位：人/月】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
施 設 入 所 支 援	見込量	374	366	358	369	366	363
	実績値	374	371	370	356	358	350
	達成率	100.0%	101.4%	103.4%	96.5%	97.8%	96.4%

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値（1か月あたりの実利用者数）

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績、高等特別支援学校卒業生の利用、入所者の地域生活への移行などを勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施 設 入 所 支 援	見込量	349	348	347

※各年度とも3月分の利用見込量（1か月あたりの実利用者数）

《施設入所支援の利用者像》

- ①生活介護の利用者であって、障害支援区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の方
- ②自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型の利用者であって、入所しながら訓練を受けることが必要かつ効果的であると認められる方、またはやむを得ない事情により、通所によって訓練を受けることが困難である方

（４）宿泊型自立訓練

障害者に対して、一定期間にわたり、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談や助言を提供します。

現状と課題

宿泊型自立訓練は、市内にサービス提供事業所がないこともあり、実績値が見込量を下回っていますが、入所や入院からの地域移行を促進するためには、必要なサービスであることから、サービス提供事業所の整備が求められます。

【単位：人/月】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
宿 泊 型 自 立 訓 練	見込量	22	26	26	10	10	10
	実績値	11	8	10	13	7	7
	達成率	50.0%	30.8%	38.5%	130.0%	70.0%	70.0%

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値（1か月あたりの実利用者数）

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績、入所施設や精神科病院からの地域移行分などを勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
宿 泊 型 自 立 訓 練	見込量	8	8	8

※各年度とも3月分の利用見込量（1か月あたりの実利用者数）

《宿泊型自立訓練の利用者像》

日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方であって、地域生活への移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な方

4 相談支援

（１）計画相談支援

障害福祉サービスの申請に伴い、障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類や内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成し、サービス支給決定後に、事業者との連絡調整及び「サービス等利用計画」を作成するとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証（モニタリング）を行います。

現状と課題

計画相談支援は、障害福祉サービス利用者の増加に伴い、年度ごとの変動は見られるものの、概ね見込量どおりの実績値となっています。サービス等利用計画の質の向上や相談支援専門員の確保が求められています。

【単位：人/月】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
計 画 相 談 支 援	見込量	222	224	225	476	489	502
	実績値	438	450	431	449	519	439
	達成率	197.3%	200.9%	191.6%	94.3%	106.1%	87.5%

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値（1か月あたりの実利用者数）

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績、今後の障害福祉サービスの支給決定者数を勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計 画 相 談 支 援	見込量	524	539	554

※各年度とも3月分の利用見込量（1か月あたりの実利用者数）

《計画相談支援の利用者像》

障害福祉サービスを利用するすべての方（介護保険ケアプラン対象者及びセルフプラン対象者を除く）

（２）地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を提供します。

現状と課題

地域移行支援は、利用者が少なく、実績値が見込量を下回っていますが、入所や入院からの地域移行を促進するためには、必要なサービスであることから、制度の周知を図り潜在的な需要を掘り起こす必要があります。

【単位：人/月】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
地 域 移 行 支 援	見込量	9	9	10	5	6	7
	実績値	0	0	2	1	1	1
	達成率	0.0%	0.0%	20.0%	20.0%	16.7%	14.3%

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値（1か月あたりの実利用者数）

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績、入所施設や精神科病院からの地域移行分などを勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地 域 移 行 支 援	見込量	4	4	5

※各年度とも3月分の利用見込量（1か月あたりの実利用者数）

《地域移行支援の利用者像》

地域生活への移行のために重点的な支援が必要と認められる方
具体例としては

- ①障害者支援施設、療養介護施設に入所している方
- ②精神科病院に入院している方
- ③刑事施設（刑務所、拘置所）に収容されている方 等

（３）地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を提供します。

現状と課題

地域定着支援は、利用者が増加しており、実績値が見込量を上回っています。入所や入院からの地域移行が進めば、さらに需要が増えることが見込まれることから、サービス提供事業所の整備が必要となります。

【単位：人/月】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
地 域 定 着 支 援	見込量	2	4	4	4	5	6
	実績値	1	2	4	8	11	10
	達成率	50.0%	50.0%	100.0%	200.0%	220.0%	166.7%

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値（1か月あたりの実利用者数）

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績、入所施設や精神科病院からの地域移行分などを勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地 域 定 着 支 援	見込量	11	11	12

※各年度とも3月分の利用見込量（1か月あたりの実利用者数）

《地域定着支援の利用者像》

- ①居宅において単身であるため、緊急時の支援が見込めない方
- ②居宅において家族と同居している方であって、家族による緊急時の支援が見込めない方

5 障害児支援

（１）児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います

現状と課題

児童発達支援は、利用日数、人数ともに伸びています。利用者数に比べ利用日数が抑えられている背景には保育所等に通いながら児童発達支援を利用している児の増加や希望する利用量が確保できていない現状が考えられます。発達障害への認識が高まっていることも踏まえ、今後、需要が増えることが見込まれます。早期療育の重要性からもサービス提供事業所の拡充が求められます。

【単位：日/月、（）内は人/月】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
児 童 発 達 支 援	見込量	1,752 (116)	1,752 (116)	1,752 (116)	2,072 (132)	2,198 (140)	2,339 (149)
	実績値	1,652 (115)	1,790 (125)	1,931 (137)	1,967 (144)	1,972 (150)	2,074 (137)
	達成率	94.3% (99.1%)	102.2% (107.8%)	110.2% (118.1%)	94.9% (109.1%)	89.7% (107.1%)	88.7% (91.9%)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績、新規利用者となる児童の見込み数、待機者数、就学によりサービスを利用しなくなる児童数等を勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：日/月、（）内は人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児 童 発 達 支 援	見込量	2,300 (174)	2,484 (187)	2,633 (198)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※各年度とも3月分の利用見込量

《児童発達支援の利用者像》

未就学児で身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害を含む）、手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等に療育の必要性が認められた児童

（２）医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

現状と課題

医療型児童発達支援の利用実績はありませんでした。医療の進歩に伴い、医療的ケアが必要な児童は増加しています。今後、サービスが提供できる体制整備が必要です。

今後のサービス見込量

市内にサービス提供できる事業所がなく、実績もないため今期の計画では利用を見込まないこととします。

《医療型児童発達支援の利用者像》

肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害のある児童

（３）放課後等デイサービス

就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

現状と課題

放課後等デイサービスは、ここ数年のサービス事業者の増加に伴い、利用日数、人数ともに伸びています。平成29年4月に指定基準が厳格化されましたが、放課後等デイサービスの適正な運営を確保していくとともに、学校教育との連携や家庭における支援のあり方等をふまえ、事業の充実と質の向上が求められています。

【単位：日/月、（）内は人/月】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	見込量	2,540 (219)	2,772 (239)	3,004 (259)	6,962 (458)	7,448 (490)	7,676 (505)
	実績値	3,471 (255)	4,939 (328)	6,207 (408)	7,001 (475)	8,353 (536)	9,691 (593)
	達成率	136.7% (116.4%)	178.2% (137.2%)	206.6% (157.5%)	100.6% (103.7%)	112.2% (109.4%)	126.3% (117.4%)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績、就学等により新規利用者となる児童の見込み数、卒業等によりサービスを利用しなくなる児童数等を勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：日/月、（）内は人/月】

区 分		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	見込量	10,122 (621)	11,345 (696)	12,404 (761)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※各年度とも3月分の利用見込量

《放課後等デイサービスの利用者像》

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害のある児童

※引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能

（４）保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児に対し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

現状と課題

保育所等訪問支援の利用実績は横ばい傾向でしたが、令和2年度に新規事業者のサービス開始に伴い、利用日数、人数の増加が見込まれます。今後はサービス内容の質の確保が求められます。

【単位：日/月、（）内は人/月】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
保 育 所 等 訪 問 支 援	見込量	— (2)	— (2)	— (2)	— (3)	— (4)	— (5)
	実績値	8 (6)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	4 (4)	18 (13)
	達成率	— (300.0%)	— (0.0%)	— (50.0%)	— (66.7%)	— (100.0%)	— (260.0%)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績と市内の指定サービス事業者の支援体制の確保等を勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：日/月、（）内は人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保 育 所 等 訪 問 支 援	見込量	19 (13)	22 (15)	24 (16)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※各年度とも3月分の利用見込量

《保育所等訪問支援の利用者像》

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等、児童が集団生活を営む施設に通う障害のある児童（発達障害児及びその他支援が必要と思われる児童）

（５）居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

現状と課題

居宅訪問型児童発達支援は、平成30年4月に開始されたサービスです。市内にサービス提供できる事業者がないため、提供体制の整備が必要です。

【単位：日/月、（）内は人/月】

区 分		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
居宅訪問型 児童発達支援	見込量	— (2)	— (2)	— (2)
	実績値	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	達成率	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

未就学児のうち重症心身障害児などの重度の障害児の人数や在宅の医療的ケア児の人数を推計し、その人数に外出することが著しく困難な障害児の推計割合を乗じることにより、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：日/月、（）内は人/月】

区 分		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅訪問型 児童発達支援	見込量	10 (1)	10 (1)	10 (1)

※上段は1か月あたりの利用日数、下段（カッコ内）は1か月あたりの実利用者数

※各年度とも3月分の利用見込量

《居宅訪問型児童発達支援の利用者像》

人工呼吸器を装着している状態、その他の日常生活を営むために医療を要する状態、又は重い疾病のため感染症にかかるおそれのある状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出すること著しく困難であると認められた障害児

（６）障害児相談支援

障害児通所支援の申請に伴い、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類や内容等を記載した「障害児支援利用計画案」を作成し、障害児通所支援の支給決定後に、事業者との連絡調整及び「障害児支援利用計画」を作成するとともに、一定期間ごとに障害児通所支援の利用状況の検証（モニタリング）を行います。

現状と課題

障害児相談支援は、障害児通所支援の利用増加に伴い、年度ごとの変動は見られるものの、概ね見込量どおりの実績値となっています。障害児利用計画の質の向上と増加する障害児利用計画の作成ニーズに対応するため、障害児相談支援事業所の確保が求められています。

【単位：人/月】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
障 害 児 相 談 支 援	見込量	58	60	62	216	220	223
	実績値	196	205	212	195	245	144
	達成率	337.9%	341.7%	341.9%	90.3%	111.4%	64.6%

※平成27～令和元年度は、3月分の利用実績値（1か月あたりの実利用者数）

※令和2年度は、10月分の利用実績値

今後のサービス見込量

近年の利用実績、今後の障害児通所支援の支給決定者数等を勘案して、令和5年度までのサービス見込量を設定することとします。

【単位：人/月】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障 害 児 相 談 支 援	見込量	262	285	302

※各年度とも3月分の利用見込量（1か月あたりの実利用者数）

《障害児相談支援の利用者像》

障害児通所支援を利用するすべての障害児（ただしセルフプラン対象者を除く）

（7）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

人工呼吸器を装着している障害児、その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整します。

現状と課題

医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を修了した4名の看護師、相談支援専門員が医療的ケア児等コーディネーターとして活動しています。今後は医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割が求められます。

【単位：人】

区 分		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
コーディネーター 配置人数	見込量	1	1	1
	実績値	2	4	4
	達成率	200.0%	400.0%	400.0%

※平成30、令和元年度は、年度末時点での実績値

※令和2年度は、10月末時点での実績値

今後のサービス見込量

医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修の受講状況等を勘案して、令和5年度までの見込量を設定することとします。

【単位：人】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
コーディネーター 配置人数	見込量	5	5	6

※各年度とも年度末時点での見込量

第4章 地域生活支援事業の必要な見込量

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として位置づけられており、市が行う事業と県が行う事業があります。市が必ず行う事業（必須事業）としては、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業等が位置づけられています。

1 必須事業

（1）相談支援事業

障害のある人や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与、擁護に必要な援助等、障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。

現状と課題

市内9箇所に委託相談支援事業所を設置し、障害者等からの各種相談に応じていますが、相談件数は増加傾向にあります。地域における相談支援の中核的な役割を担うため、平成28年度に基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業者に対する専門的な指導、助言や、相談支援事業者の人材育成の支援を行っています。

また、相談支援事業を効果的に進めるために、前橋市自立支援協議会において、地域における障害福祉システムづくりに向け協議を重ねています。

【単位：箇所】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
障害者相談 支 援 事 業	見込量	9	9	9	9	9	10
	実績値	9	9	9	9	9	9
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	90.0%

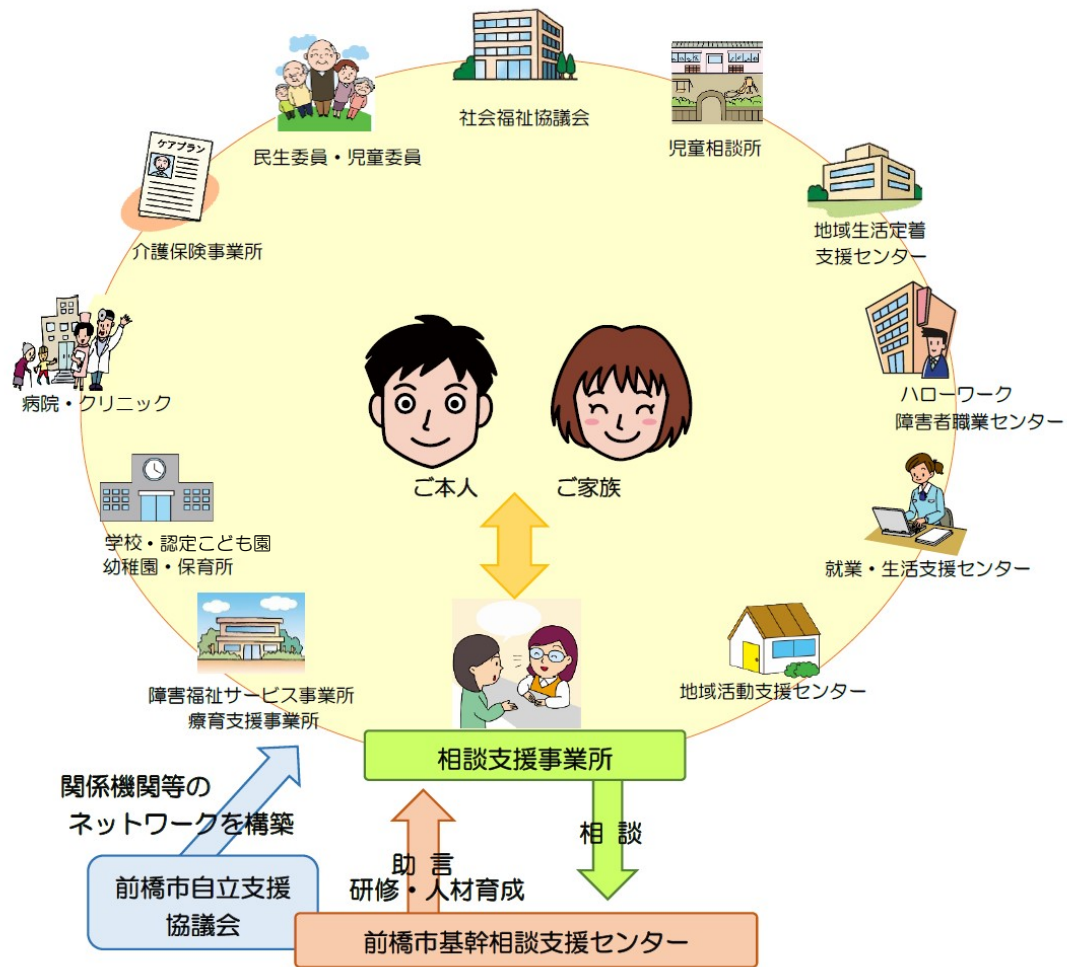
今後の見込量

委託相談支援事業所ごとに基本的な担当地区を割り振っていますが、人口の多い地区があること、また相談件数が増加傾向にあることから1箇所の増を見込むこととします。

【単位：箇所】

区 分		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者相談 支 援 事 業	見込量	10	10	10

《前橋市における相談支援体制のイメージ》



(2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等と、その他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音声訳等による支援事業などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、タブレット端末を利用した遠隔手話通訳サービスも実施し、ろう者が手話通訳者の同行なしに来所した場合にも対応できるよう体制を整えています。

現状と課題

令和元年度までの手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業の利用実績は、おおむね横ばいとなっています。手話通訳者は2人設置しています。

現在、必要に応じて市外派遣や県外派遣を行うなど充実してきていますが、意思疎通支援事業をより多くの人たちに周知するとともに、事業の担い手である手話通訳者や要約筆記者の継続的な養成や研修の充実が必要と考えます。

【単位：件/年】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
手話通訳者 派 遣 事 業	見込量	430	440	450	559	586	613
	実績値	503	531	508	538	507	500
	達成率	117.0%	120.7%	112.9%	96.2%	86.5%	81.6%
要約筆記者 派 遣 事 業	見込量	15	16	17	20	22	24
	実績値	11	13	9	9	6	5
	達成率	77.3%	81.3%	52.9%	45.0%	27.3%	20.8%
手話通訳者 設 置 事 業 【単位：人】	見込量	—	—	—	2	2	2
	実績値	2	2	2	2	2	2
	達成率	—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%

※平成27～令和元年度は、年度末時点での実績値

※令和2年度は、上半期実績から算出した実績見込み

今後の見込量

近年の利用実績を勘案して、令和5年度までの見込量を設定することとします。

手話通訳者派遣事業は、要請に応じた派遣数を見込みます。要約筆記者派遣事業は、ニーズに対応できているものと考え、一定数で見込みます。手話通訳者設置事業は現在の2人体制の継続とします。

【単位：件/年】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者 派 遣 事 業	見込量	515	515	515
要約筆記者 派 遣 事 業	見込量	10	10	10
手話通訳者 設 置 事 業 【単位：人】	見込量	2	2	2

※各年度とも年度末時点での見込量

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者（児）に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。

【主な給付・貸与品目】

区 分	主 な 品 目
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用ベッド等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、移動・移乗支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	ネブライザー、電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具、視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用通信装置等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

現状と課題

日常生活用具給付等事業で取り扱う品目は、多種多様であり、耐用年数等の関係から利用実績等についてはばらつきがあります。

今後は、障害者（児）一人ひとりの障害特性、ニーズ等を的確に把握し、必要性等に応じ基準の見直しをするなど、柔軟な対応を行い、事業の情報発信に努めます。

【単位：件/年】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
① 介護・訓練 支援用具	見込量	27	31	35	14	14	14
	実績値	12	5	18	27	13	10
	達成率	44.4%	16.1%	51.4%	192.9%	92.9%	71.4%
② 自立生活 支援用具	見込量	42	42	42	49	49	49
	実績値	40	47	28	42	37	38
	達成率	95.2%	111.9%	66.7%	85.7%	75.5%	77.6%
③ 在宅療養等 支援用具	見込量	69	76	83	44	46	48
	実績値	40	42	37	54	52	43
	達成率	58.0%	55.3%	44.6%	122.7%	113.0%	89.6%
④ 情報・意思 疎通支援 用具	見込量	45	45	45	53	53	53
	実績値	53	52	47	74	59	48
	達成率	117.8%	115.6%	104.4%	139.6%	111.3%	90.6%
⑤ 排泄管理 支援用具	見込量	5,833	5,979	6,125	6,233	6,452	6,671
	実績値	5,650	6,014	6,083	6,240	6,320	6,443
	達成率	96.9%	100.6%	99.3%	100.1%	98.0%	96.6%

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
⑥ 居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具 (住宅改修費)	見込量	8	8	8	6	6	6
	実績値	8	2	4	6	4	2
	達成率	100.0%	25.0%	50.0%	100.0%	66.7%	33.3%
合 計	見込量	6,024	6,181	6,338	6,399	6,620	6,841
	実績値	5,803	6,162	6,217	6,443	6,485	6,584
	達成率	96.3%	99.7%	98.1%	100.7%	98.0%	96.2%

※平成27～令和元年度は、年度末時点での実績値

※令和2年度は、上半期実績から算出した実績見込み

今後の見込量

近年の利用実績を勘案して、令和5年度までの見込量を設定することとします。

【単位：件/年】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
① 介護・訓練 支 援 用 具	見込量	19	19	19
② 自 立 生 活 支 援 用 具	見込量	36	36	36
③ 在宅療養等 支 援 用 具	見込量	48	48	48
④ 情報・意思 疎 通 支 援 用 具	見込量	60	60	60
⑤ 排 泄 管 理 支 援 用 具	見込量	6,566	6,689	6,812
⑥ 居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具 (住宅改修費)	見込量	5	5	5
合 計	見込量	6,734	6,857	6,980

※各年度とも年度末時点での見込量

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。利用者1人に対して行う「個別支援型」、複数の利用者に対して行う「グループ支援型」、一定期間の訓練を行うことにより単独で通勤・通学・通所が可能になると見込まれる場合に行う「自立支援型」があります。

現状と課題

平成29年度以降は、利用人数はほぼ横ばいですが、利用時間は減少傾向となっています。利用者の多様なニーズに応えられるよう、介護職員（ガイドヘルパー）の確保が求められています。

【単位：人/年、（）内は時間/年】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
移 動 支 援 事 業	見込量	341 (44,007)	375 (48,407)	412 (53,247)	615 (62,208)	639 (64,152)	664 (66,258)
	実績値	425 (48,101)	555 (56,676)	480 (53,284)	478 (53,629)	471 (47,424)	353 (35,568)
	達成率	124.6% (109.3%)	148.0% (117.1%)	116.5% (100.1%)	77.7% (86.2%)	73.7% (73.9%)	53.2% (53.7%)

※上段は実利用者数、下段（カッコ内）は延べ利用時間
 ※平成27～令和元年度は、年度末時点での実績値
 ※令和2年度は、上半期実績から算出した実績見込み

今後の見込量

令和元年度末から令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により、利用人数、時間ともに大きく減少しましたが、令和3年度以降は、利用実績が再び平成30年度の水準まで増加・推移していくものとして見込量を設定することとします。

【単位：人/年、（）内は時間/年】

区 分		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移 動 支 援 事 業	見込量	476 (51,446)	480 (51,960)	484 (52,479)

※上段は実利用者数、下段（カッコ内）は延べ利用時間
 ※各年度とも年度末時点での見込量

(5) 地域活動支援センター事業

障害のある人で、雇用されることが困難な人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを設置します。

現状と課題

地域活動支援センター事業では、利用実績から勘案すると設置箇所数は現状で十分であると考えられますが、市有の施設は老朽化や狭隘による安全性の課題があり、令和5年度末までに一部施設を統廃合し建替える予定です。今後は、障害種別や程度等、利用者の障害特性とニーズに対応した活動内容の充実などが求められています。

【単位：箇所、（ ）内は人/年】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
地域活動支援センター Ⅰ型・Ⅲ型	見込量	13 (190)	13 (200)	13 (210)	12 (175)	12 (175)	12 (175)
	実績値	13 (182)	13 (186)	13 (163)	12 (163)	12 (153)	12 (147)
	達成率	100.0% (95.8%)	100.0% (93.0%)	100.0% (77.6%)	100.0% (93.1%)	100.0% (87.4%)	100.0% (84.0%)

※上段は施設数、下段（カッコ内）は実利用者数

※平成27～令和元年度は、年度末時点での実績値

※令和2年度は、上半期実績から算出した実績見込み

今後の見込量

近年の利用実績を勘案して、令和5年度までの見込量を設定することとします。なお、令和5年度末までに、3箇所の地域活動支援センターを1箇所に統合するとともに、一部の利用者が就労継続支援B型に移行する予定であるため、箇所数と利用者が減少する見込みです。

【単位：箇所、（ ）内は人/年】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域活動支援センター Ⅰ型・Ⅲ型	見込量	12 (150)	12 (150)	10 (125)

※上段は施設数、下段（カッコ内）は実利用者数

※各年度とも年度末時点での見込量

(6) 成年後見制度利用支援事業

知的障害や精神障害等により判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるために、本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう後見人等が法律的に保護・支援する成年後見制度について、助成を受けなければ利用が困難と認められる方を支援します。

現状と課題

平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行、翌年に国の成年後見制度利用促進基本計画も策定され、本市でも関係機関と連携し、法や計画に沿って制度周知を行っています。判断能力が十分でない方を支える重要な手段ですが、必要な人に制度が利用されていない可能性があり、真に必要としている方やその支援者への働きかけが課題となっています。

【単位：人/年】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
成年後見 制度利用 支援事業	見込量	7	8	9	9	9	9
	実績値	8	7	2	0	7	12

※市長申立者数と後見人等報酬助成対象者数の合計
 ※平成27～令和元年度は、年度末時点での実績値
 ※令和2年度は、上半期実績から算出した実績見込み

今後の見込量

近年の利用実績を勘案して、令和5年度までの見込量を設定することとします。

【単位：人/年】

区 分		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見 制度利用 支援事業	見込量	13	14	15

※市長申立者数と後見人等報酬助成対象者数の合計
 ※各年度とも年度末時点での見込量

(7) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図ることを目的としています。

本市のみでは、本事業の実施体制を整備することが困難なため、社会福祉協議会及び関係機関とも連携を図りながら、法人後見業務を行おうとする事業所からの相談を受け付け、本市の実情に応じ、また利益相反等の観点も踏まえつつ、業務を適正に行うことができる担い手の育成を推進していきます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者の自立した日常生活又は社会生活を営むためのコミュニケーション手段の確保を図るため、手話のできる市民の養成を行っています。手話初心者を対象とした「入門課程」、入門課程の修了者を対象とした「基礎課程」、手話通訳者全国統一試験の受験希望者対象の試験対策講座の「レベルアップコース」を開催しています。

現状と課題

令和元年度までの実績（修了者数）は、増加傾向となっています。今後も引き続き、周知啓発を行い、受講者数を増やすことが課題です。また、参加者への継続受講の働きかけや、受講の少ない若年層への周知をさらに進めていきます。

		【単位：人/年】					
区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
手話奉仕員 養成研修 事業	見込量	75	80	85	100	105	110
	実績値	77	95	96	107	95	105

※平成27～令和元年度は、年度末時点での実績値（修了者数）

※令和2年度は、上半期実績から算出した実績見込み（修了者数）

今後の見込量

近年の実績を勘案して、令和5年度までの見込量を設定することとします。

		【単位：人/年】		
区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話奉仕員 養成研修 事業	見込量	110	115	120

※各年度とも年度末時点での見込量（修了者数）

(9) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

基本技術を習得した手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成を行います。群馬県及び高崎市と共催で、事業を実施しています。

現状と課題

令和元年度までの手話通訳者養成、要約筆記者養成の実績（修了者数）は横ばいとなっています。盲ろう者向け通訳・介助員養成の実績（修了者数）は、減少傾向となっています。周知啓発を行い、受講者数を増やすことが課題です。手話通訳者養成研修事業は、手話奉仕員養成研修修了者に対し、受講を促します。失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業は、令和元年度の事業開始のため、市民の認知をさらに高める必要があると考えます。

【単位：人/年】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
手話通訳者養成研修事業	見込量	10	10	10	11	12	13
	実績値	7	11	7	7	9	10
要約筆記者養成研修事業	見込量	2	2	2	10	11	12
	実績値	10	6	18	8	7	10
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	見込量	10	10	10	5	6	7
	実績値	6	3	4	1	2	2
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	見込量	—	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	6	6

※平成27～令和元年度は、年度末時点での実績値（修了者数）

※令和2年度は、上半期実績から算出した実績見込み（修了者数）

今後の見込量

近年の実績を勘案して、令和5年度までの見込量を設定することとします。

【単位：人/年】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者養成研修事業	見込量	11	12	13
要約筆記者養成研修事業	見込量	11	12	13
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	見込量	3	4	5
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	見込量	7	8	9

※各年度とも年度末時点での見込量（修了者数）

(10) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。なお、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業については、本市では通常の意味疎通支援事業として実施することとしています。失語症者向け意思疎通支援者派遣については、実施には至っておりません。

現状と課題

令和元年度までの盲ろう者向け通訳・介助員派遣の利用実績は、横ばいとなっています。なお、失語症者向け意思疎通支援者派遣については、今後実施体制を検討します。

【単位：回/年】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
盲ろう者向け通訳・介助員派遣	見込量	347	357	367	360	360	360
	実績値	451	340	380	396	419	400
失語症者向け意思疎通支援者派遣	見込量	—	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—	—

※平成27～令和元年度は、年度末時点での実績値

※令和2年度は、上半期実績から算出した実績見込み

今後の見込量

近年の利用実績を勘案して、令和5年度までの見込量を設定することとします。

【単位：回/年】

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
盲ろう者向け通訳・介助員派遣	見込量	400	410	420
失語症者向け意思疎通支援者派遣	見込量	—	—	—

※各年度とも年度末時点での見込量

(11) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。本市では、前橋市の障害福祉向上に寄与する団体に対し、その活動を支援するため補助金を交付しています。

(12) 理解促進研修・啓発事業

市民の聴覚障害者への理解及び手話の普及を図るため、手話を学んだことがない市民を対象に、手話体験及び手話に関する基礎知識等を指導する「前橋市手話体験教室」を開催しています。体験教室を通じて手話に興味を持ってくれた方に、「手話奉仕員養成講座」及び手話サークルを紹介します。また「前橋市要約筆記体験教室」も開催しています。

2 その他の事業

(1) 福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている障害者に低額な料金で居室を利用させ、日常生活に関する相談、助言等、必要な便宜を供与し、障害者の地域生活を支援します。現在、県内に福祉ホームが2箇所あります。

(2) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な障害のある方に対して、移動入浴車で入浴サービスを提供します。

(3) 知的障害者職親事業

知的障害者を一定期間、知的障害者の自立・更生に熱意のある事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進を図ります。

(4) 社会適応訓練事業

情報の獲得が困難な聴覚障害者に対して、日常生活に係る講習会等を開催し、生活の質的向上・社会復帰の促進を図ります。また、在宅の視覚障害者、肢体障害者に対して、日常生活能力等を回復させるための各種訓練を行い、自立更生を支援します。

(5) 日中一時支援事業

① 日帰りショートステイ

障害者（児）を一時的に預かり、見守り等の支援を行うことにより、障害者（児）に日中活動の場を提供するとともに、介護する家族の負担軽減を図ります。

② 登録介護者・サービスステーション事業

障害児（者）を介護している保護者が、疾病その他の理由により障害児（者）を一時的に介護できない場合に、登録している介護者または24時間対応型サービスステーションに介護を委託することにより、その障害児（者）の福祉の増進及び家族の負担軽減を図ります。

③ 心身障害児集団活動・訓練事業

特別支援学校や普通学校の特別支援学級の放課後に、学齢期にある障害児に対し集団活動や社会活動訓練を行い、地域社会が一体となってその主体性、社会性を育成し、自立の促進を図ります。

(6) スポーツ・レクリエーション教室開催事業

障害のある人の体力向上、交流及び障害者スポーツの普及を図るため、各種スポーツ、レクリエーション教室やスポーツ大会等を開催します。

（7）声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障害者等のために、音声訳した広報まえばしを定期的に提供します。

（8）点訳奉仕員養成研修事業

点訳に必要な技術等を習得した、点訳奉仕員を養成するための研修を実施します。

（9）医療的ケア支援事業

看護師配置のない通所施設又は作業所及び保育園、学校等に訪問看護師を派遣し、主治医の指示（意見書）に基づく経管栄養、たんの吸引等、比較的短時間で、かつ、定時の対応により処置が終了する医療的ケアを行い、介護者の負担軽減を図ります。

（10）要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業

在宅で生活する医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）に対して、所要時間1時間以上の訪問看護終了後に、保健師、看護師等が介護の一時的なレスパイトケアを行うことにより、介護者の負担軽減を図ります。

第5章 計画の推進

1 サービス見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）のサービス見込量を確保するための方策

- 訪問系サービスについては、障害者の重度化に伴い、重度訪問介護や行動援護等の利用が拡大していくことが想定されることから、新規サービス事業者の参入を促進し、サービス基盤の整備を進めていきます。
- 障害者の高齢化により、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が必要となるケースの増加が見込まれることから、移行を円滑に進めるために、介護保険の通所介護事業者による共生型訪問系サービス事業者としての参入を推進します。
- サービス提供には、必要な人材の確保が不可欠であり、ヘルパー資格所持者等の潜在的人材の発掘等、専門的人材の確保を図り、サービスの質の向上や在宅での医療的ケア等多様なニーズへの対応を可能とするため、サービス事業者に対し、適切な指導や事業者向けの研修等の情報提供を行うなど、サービス支援体制の充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）のサービス量を確保するための方策

- 日中活動系サービスについては、一般就労することが困難な障害者に対して、その障害特性や心身の状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、サービス事業者や相談支援事業所と連携を図るとともに、誰もが希望するサービスを利用できるよう、サービス事業者と調整を図りながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 就労継続支援においては、利用者に支払う工賃のアップも1つの目標であり、そのためには、安定的な仕事量の確保が不可欠であることから、施設の自主製品の発注促進や販路拡大等への支援を行っていきます。また、障害者優先調達推進法に基づき、官公需にかかる福祉施設の物品及び役務業務の受注について、さらなる機会の拡大に努め、収入の安定と雇用の創出を図っていきます。
- 一般就労に向けての支援については、就労移行支援及び就労定着支援の利用促進を図るとともに、前橋市自立支援協議会（就労支援部会）において、関係機関と連携しながら、雇用のマッチング、就労後の定着支援が円滑に行われるよう企業及び就労移行支援事業所等に対する働きかけ（理解促進、実習支援、定着支援等）を行い、障害者雇用の拡充に努めます。
- サービス事業者の事業運営費に対する支援については、国・県の動向を踏まえながら、生活介護人員配置体制加算補助事業等の必要な予算確保に努めていきます。
- 短期入所においては、利用者が必要とするサービスを受けることができるよう、サービス事業者と調整を図るとともに、地域生活支援拠点の機能を充実させることにより、緊急時における円滑な利用を目指します。

(3) 居住系サービス

居住系サービス（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練）のサービス見込量を確保するための方策

- 本計画における成果目標の一つである「施設入所者の地域生活への移行」を達成するために、地域での住まいとなるグループホームの整備を推進していきます。
サービス事業者における建設資金等の支援策として、国の補助事業を活用した基盤整備を推進するとともに、公営住宅や民間賃貸住宅など、既存の社会資源も活用しながら、官民一体となった整備に関する環境づくりを進めていきます。
- 施設入所支援については、入所者の地域生活への移行を推進するとともに、真に施設入所を必要とする障害者が利用できるよう、サービス事業者や相談支援事業所と連携を図っていきます。
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に対応するために、地域生活支援拠点の機能充実を図るとともに、夜間も含めた常時の支援体制が確保された日中サービス支援型グループホームの整備を推進します。

(4) 相談支援

相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）のサービス見込量を確保するための方策

- 計画相談支援については、基幹相談支援センターにおける相談支援事業者に対する専門的な指導、助言や、人材育成への支援により、サービス等利用計画の質の向上及び相談支援専門員の確保を目指します。
- 地域移行支援及び地域定着支援については、医療機関、サービス事業者等の関係機関との連携を強化するとともに、地域生活支援拠点の活用により、障害者の地域生活への移行を推進します。
- 障害者の高齢化、65歳以上の障害者への対応に向けて、介護保険分野との連携強化に努めます。

(5) 障害児支援

障害児支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援）のサービス見込量を確保するための方策

- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を図ります。また、障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、地域社会への参加包容（インクルージョン）を推進します。
- 医療的ケア児、重度に障害のある児童に対する支援体制については、居宅訪問型児童発達支援を含め、令和5年度末までに設置する協議の場で見込み量確保の方策を検討していきます。

- 障害児相談支援については、育ちに支援を必要とする子どもが地域で安心して成長していくために、ライフステージにおける切れ目のない一貫した支援体制の構築に向けて、体制整備を行い、障害児支援利用計画の質の向上及び相談支援機能の充実を図っていきます。

（６）地域生活支援事業

地域生活支援事業（相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業、手話奉仕員養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業）のサービス量を確保するための方策

- 相談支援事業については、地域の相談窓口として障害者等からの各種相談に応じ、解決に向け関係機関等と連携しながら、障害者の自立した日常生活や社会生活を支援するとともに、基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制の充実・強化に努めていきます。
また、前橋市自立支援協議会では、障害福祉に関する諸課題の解決に向けて専門部会を設置し、定期的な協議・検討を行い、施策への反映に努めていきます。
- 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業については、前橋市手話言語条例施行後、手話施策推進方針を策定し、聴覚障害の当事者団体、関係団体及び関係機関と協議しながら、施策を推進していますが、引き続き、連携を図りながら、手話の使いやすい環境の整備に努めていきます。
手話のほか、要約筆記など、聴覚障害者等の特性に応じた円滑な意思疎通支援に必要な施策の充実についても推進していきます。
- 日常生活用具給付等事業では、障害者（児）一人ひとりの障害特性、ニーズ等に応じた基準の見直しを行うなど、障害者（児）の生活実態に即した対応に努めていきます。
- 移動支援事業については、障害者（児）が安心して外出できるよう現在のサービス水準を維持しながら、障害者一人ひとりの障害特性やニーズに対応できるサービス提供体制の整備及びガイドヘルパーの養成・確保について、事業者と連携して取り組むとともに、新たな事業者の参入促進による充実を図っていきます。
- 地域活動支援センター事業については、日中活動の場として障害特性に応じた適切なサービス提供ができるよう努めます。
なお、市有施設については、利用者の障害特性とニーズに対応したサービス提供に向けて、令和5年度末までに一部統廃合し、建替える予定です。
- 成年後見制度利用支援事業については、関係機関と連携して制度の周知に努め、理解促進を図るとともに、知的障害や精神障害等により判断能力が十分でない方であって、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難である方に対して、本事業の利用を支援していきます。
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業については、事業を共催している県及び高崎市と連携を図りながら、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成と確保に努めていきます。また、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業については、事業を委託している関係団体とも連携を図りながら、事業の充実を図っていきます。

2 その他障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための取り組み

(1) 障害者に対する虐待の防止

障害者虐待防止法に基づき、前橋市障害者虐待防止センターを設置し、24時間365日体制で通報・届出、相談を受け付けるとともに、養護者による虐待により生命又は身体に重大な危険がある場合に一時保護するための居室を確保します。また「前橋市障害者虐待防止・差別解消ネットワーク会議」を開催し、構成機関相互の情報交換を行い、連携を強化するとともに、啓発パンフレットの配布等による虐待防止の周知啓発、虐待の未然防止と早期発見、虐待事案への迅速な対応に取り組みます。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別に関する相談に応じるとともに、市職員が適切な対応を行うことができるよう、職員対応要領を基に、市職員に対する研修を実施します。また、啓発パンフレットの配布等により、民間事業者及び市民への周知啓発に取り組むほか、「前橋市障害者虐待防止・差別解消ネットワーク会議」を開催し、構成機関における経験や専門知識を持ち寄っての検討を行うことにより、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

(3) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

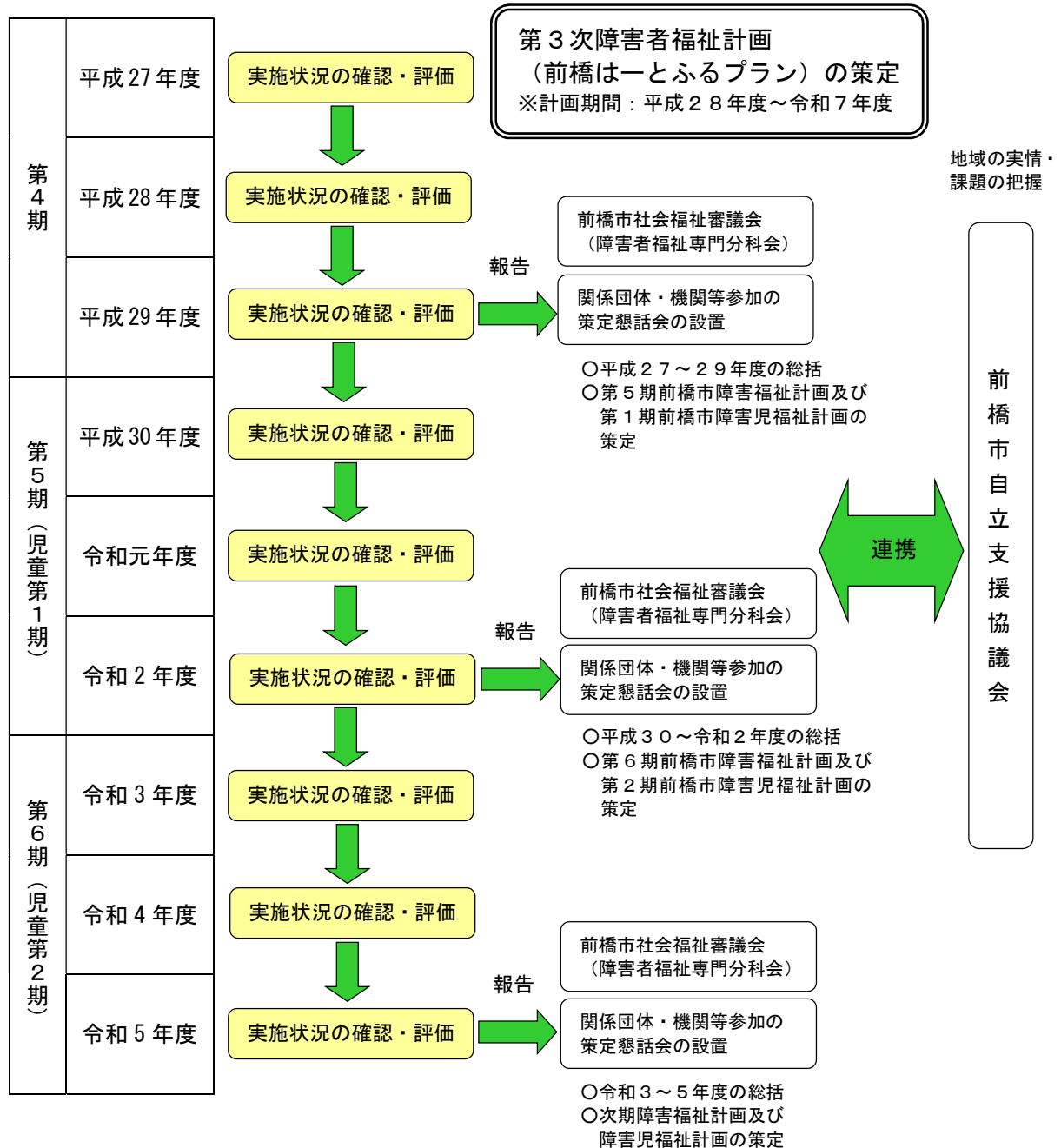
施設における災害時要配慮者の安全確保のため、施設及び地域社会の協力のもとに、施設等の点検・改良、施設ごとの防災マニュアル策定と訓練実施、指導・啓発に努めるとともに、大規模災害発生時などに災害時要配慮者を受け入れる福祉避難所の運営がスムーズに行われるよう、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している施設等との連携体制の確立に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症に対応するため、施設等に対し、感染拡大防止に向けた取組の周知、国の補助事業を活用した支援等を行い、利用者が必要とするサービスの継続的な提供に取り組みます。

3 進捗状況の管理と評価

計画策定後は、毎年度、障害福祉課において事業の実施状況の確認や評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を講じることで、計画を着実に推進します。

また、事業の実施状況の確認等に当たっては、相談支援事業者、障害福祉サービス提供事業者、保健・医療・学校等の関係機関、障害当事者団体等で構成される前橋市自立支援協議会と連携し、地域の実情及び課題等の把握に努めます。



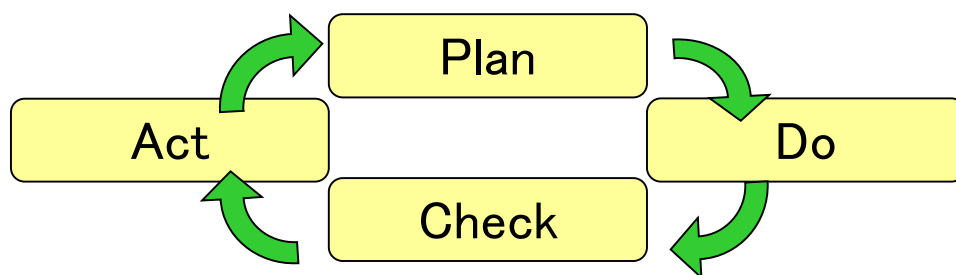
※前橋市社会福祉審議会は、社会福祉法に基づき社会福祉に関する事項を調査審議するために設置され、民生委員審査専門分科会、障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会及び高齢者福祉専門分科会の4つの専門分科会で構成されます。

■PDCAサイクルの必要性

障害福祉計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。そのため、作成した計画について、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことが求められます。障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

本市では、基本目標（成果目標）及び障害福祉サービス等の利用実績（活動指標）については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。また、中間評価の際には、前橋市自立支援協議会や前橋市社会福祉審議会（障害者福祉専門分科会）等の意見を聴くように努めます。さらに、障害福祉サービス等の利用実績（活動指標）については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うように努めます。

（PDCAサイクルのイメージ）



計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

4 計画等に関する情報の提供及び関係機関との連携

本計画における目標の達成に向けて、計画の周知を図るとともに、必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めます。

また、群馬県や他市町村、障害福祉サービス事業者や関係団体のみならず、前橋市自立支援協議会を中心に、医療、教育、介護、雇用等、分野を超えた関係機関と連携しながら、計画の推進を図ります。

資料 計画策定の経過

1 検討の経過

年 月 日	内 容
令和2年 8月31日	第6期前橋市障害福祉計画及び第2期前橋市障害児福祉計画策定懇話会（第1回） ※書面開催 ・会長・副会長の選任について ・計画策定のスケジュールについて ・計画に記載する事項について ・障害福祉サービスの実績値の推移について
12月 3日	第6期前橋市障害福祉計画及び第2期前橋市障害児福祉計画策定懇話会（第2回） ・計画素案の検討について
令和3年 3月 8日	第6期前橋市障害福祉計画及び第2期前橋市障害児福祉計画策定懇話会（第3回） ※書面開催 ・計画最終案の検討について

2 委員名簿

第6期前橋市障害福祉計画及び第2期前橋市障害児福祉計画策定懇話会 委員名簿

選出区分	No.	氏 名	団体・職名等
障 害 者 団 体 関 係	1	飯島 豊	前橋市聴覚障害者福祉協会 会長
	2	高橋 賢司	前橋市視覚障害者福祉協会 会長
	3	今村 和夫	前橋精神障がい者家族会あざみ会 会長
	4	塩崎 政江	前橋市手をつなぐ育成会 会長
	5	石田 ヨシ子	前橋市難病友の会 副会長
	6	長岡 俊充	前橋市肢体障害者福祉協会 会長
相 談 支 援 関 係	7	長坂 勝利	相談支援事業所ゆりのき 管理者
	8	吉越 恵実	前橋市基幹相談支援センター 主任相談支援専門員
施 設 ・ サ ー ビ ス 事 業 者	9	鈴木 隆子	社会福祉法人すてっぷ 理事長
	10	中村 一成	障害者支援施設桂荘 施設長
	11	五十嵐 秀子	ワークプラザ虹 管理者
保 健 ・ 医 療 関 係	12	家崎 桂吾	前橋市医師会 副会長
児 童 関 係	13	菊池 賢二	たんぽぽ学園 管理者
介 護 関 係	14	森下 達也	前橋市地域包括支援センター桂萱 管理者
教 育 関 係	15	今 泰幸	群馬大学共同教育学部附属特別支援学校 進路指導主事
就 労 支 援 関 係	16	生方 保光	前橋公共職業安定所 所長
	17	香月 敬	群馬障害者職業センター 所長
地 域 福 祉 関 係	18	北川 公啓	前橋市社会福祉協議会 地域福祉課長
	19	島田 剛志	前橋市民生委員児童委員連絡協議会 自立支援研究委員会 委員長
学 識 経 験 者	20	鈴木 利定	群馬医療福祉大学 学長

第6期前橋市障害福祉計画及び 第2期前橋市障害児福祉計画

令和3年4月
前橋市 福祉部 障害福祉課
〒371-0014 前橋市朝日町三丁目 36-17
TEL 027-220-5712
FAX 027-223-8856
URL <http://www.city.maebashi.gunma.jp>